

関東信越税理士会  
熊谷支部5月例会次第

日時 令和4年5月11日(水)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- |              |                  |   |            |
|--------------|------------------|---|------------|
| (1) 4月 6日(水) | 例会・署との協議会        | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 4月 6日(水) | 研修会              | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 4月19日(金) | 支部長懇談会・懇親会       | 於 | さいたま市・清水園  |
| (4) 4月27日(水) | 正副支部長・地域長会議      | 於 | 支部事務局      |
| (5) 4月27日(水) | 熊谷税務署との協議会       | 於 | 熊谷税務署      |
| (6) 5月 2日(月) | 社会保険労務士会通常総会・懇親会 | 於 | マロウドイン熊谷   |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会  
日時 5月11日(水)午前9時30分～10時30分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 桜の写真コンクール投票  
日時 例会時  
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 研修会  
日時 5月11日(水)午前10時45分～午後12時15分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「中小企業の事業承継」  
講師 公認会計士・税理士 中野威人先生
- (4) 支部監事監査会  
日時 5月11日(水)午後2時00分～  
場所 支部事務局
- (5) 支部予算編成会議  
日時 5月11日(水)午後3時00分～  
場所 日本政策金融公庫会議室
- (6) 支部第1回理事会  
日時 5月16日(月)午後1時30分～3時00分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 熊谷法人会定時総会  
日時 5月19日(木)15時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (8) 納税貯蓄組合連合会 定期総会  
日時 5月26日(木)午前11時00～  
場所 熊谷市立商工会館
- (9) 大里地区租税教育推進協議会定期総会  
日時 5月27日(金)午前10時00分～  
場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所
- (10) 正副支部長・地域長会議  
日時 6月 1日(水)午後2時30分～  
場所 支部事務局
- (11) 熊谷税務署との協議会  
日時 6月 1日(水)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署
- (12) 青年部事業報告会  
日時 6月 8日(水)午後3時00分～  
場所 マロウドイン熊谷
- (13) 執行部・総務部合同会議  
日時 6月17日(金)午後12時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス

- 3. その他の協議報告事項
- 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項
- 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《移転》

橋本 博(令和4年3月10日移転) 東部地区  
〒360-0032 熊谷市銀座3-97-2  
TEL 524-0962 FAX 506-1347

《退会》

神山隆夫(令和4年4月28日業務廃止)

熊谷支部 会員数166名

6. 次回例会予定

日時	6月17日(金)午後1時20分～3時00分	例会・総会提出議案説明
	午後3時00分～3時20分	署との協議会
	午後3時30分～5時00分	第42回定期総会

場所 ホテルガーデンパレス

\*バス 午後12時40分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 8月10日(水)午後2時00分～4時00分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「令和4年度 税制改正」  
講師 本庄支部 松本純一先生  
単位 2単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zei パスワード szeikyo3111

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

\*今後の例会日日程を掲載しました。(令和4年5月現在)

8月例会	8月10日(水)	午後 2時00分～
9月例会	9月 7日(水)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(金)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(火)	午前10時30分～
12月例会	12月12日(月)	午後 2時00分～
1月例会	1月12日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(火)	午前10時30分～
3月例会	※3月27日(月)	午後 2時00分～

※24日から変更になりました

\*予定ですので変更になる場合もあります。

日時 令和4年5月11日

9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関東信越国税局における各種取組の実施について (総務課)

別添1 「業務センター室への郵送等に関するお願い」

別添2 「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」

別添3 「滞納整理事務の集中化の実施について」

国税庁は、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向け

た構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。

こうした中、関東信越国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和4年7月以降、別添のとおり取組を拡大いたします。

引き続き、税務行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- (2) 2022年度税務職員採用試験について (総務課)  
別添4「2022年度税務職員採用試験要綱」

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集いたします。

詳しくは、国税庁や人事院のホームページをご参照ください。

- (3) 令和3年分申告所得税及び復興特別所得税に係る延納分の納付について (管理運営部門)

納期限 令和4年5月31日(火)

※ 延納期間中は年利0.9%の割合の利子税がかかります。

※ 口座振替の未利用者には、5月中旬に納付書を発送します。

- (4) 相続税e-Taxの添付書類について (資産課税部門)  
別添5「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A（令和4年3月）問16」  
別添6「e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）」

令和4年4月1日から、相続税申告書をe-Taxにより送信する場合、イメージデータ（PDF）にした添付書類については、光ディスク又は磁気ディスクに保存し、提出することができるようになりました。

各税目についてe-Taxの推進に取り組んでいるところですが、今後、関与される相続税の申告につきましても、e-Taxをご利用いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、相続税e-Taxの送信に関するQ&Aは国税庁HPに掲載されておりますので参考にしてください。

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」⇒画面上部の「刊行物等」⇒

「パンフレット・手引」⇒「電子申告等関係」

○「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A（令和4年3月）」

- (5) 令和3年分の路線価等の補正について (資産課税部門)  
別添7「令和3年分の路線価等の補正について（7～12月分）」

- (6) インボイス制度に係る周知等の協力依頼について (個人・法人課税部門)

インボイス制度の導入が令和5年10月に予定されており、すでに適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されております。

税理士会会員の皆様には、関与先法人（3月決算）の申告に合わせ、登録申請について周知していただくとともに、e-Taxによる登録申請書の早期提出についてご協力いただけますよう、お願いいたします。

なお、全庁的な施策として、5月12日（木）以降税理士の皆様には、電話による勧奨や署長名による勧奨文書を送付させていただく予定となっておりますので、ご承知おきください。

#### （7）源泉所得税の納付について

（法人課税部門）

源泉所得税の納付が確認できなかった源泉徴収義務者の方々に対しては、令和4年3月に「納付照会のはがき」を発送させていただいており、未回答の方や納付が確認できない方へは、4月中旬以降、税務署から連絡をしているところです。

税理士会会員の皆様には、引き続き関与先源泉徴収義務者に対する源泉所得税の納付指導をお願いするとともに、自主納付ができない等の相談があった際には、早期に税務署に連絡するよう、ご指導をお願いします。

#### （8）令和4年度酒類販売管理協力員の募集について

（酒類指導官）

別添8「令和4年度酒類販売管理協力員の募集について」

国税庁では、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売販売場（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、一般酒販店など）への臨場調査（販売管理調査）を実施し、20歳未満の者の飲酒防止に関する表示の遵守状況等を確認するとともに、必要に応じて是正指導等を行っています。

この販売管理調査を効果的に実施するため、ご自宅周辺での買い物等の機会を利用して、酒類小売販売場における20歳未満の者の飲酒防止に関する表示の遵守状況等を確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を令和4年5月31日（火）まで全国の税務署にて募集しています。

募集要項につきましては、国税庁ホームページに掲載されており、また、各税務署の掲示板にも別添8「令和4年度酒類販売管理協力員の募集について」を掲示しています。

つきましては、関与先等に対しまして周知していただき、20歳以上の方で希望される方がいましたら、業務を行うことを希望する地域を管轄する税務署を担当する酒類指導官部門へ連絡していただきますよう併せて周知をお願いいたします。

#### 添付書類

- 1 「業務センター室への郵送等に関するお願い」
- 2 「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」
- 3 「滞納整理事務の集中化の実施について」
- 4 「2022年度税務職員採用試験要綱」
- 5 「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A（令和4年3月）問16」
- 6 「e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）」
- 7 「令和3年分の路線価等の補正について（7～12月分）」
- 8 「令和4年度酒類販売管理協力員の募集について」



## 業務センター室への郵送等に関するお願い

各国税局において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化<sup>(※)</sup>」を実施していますので、次の事項について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センター室へ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書等を、業務センター室へ直接持ち込むことはできません。
- 業務センター室では、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センター室では行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※) 内部事務のセンター化とは、複数の税務署の内部事務を業務センター室で集約処理することにより、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指す取組です。  
また、集約処理する内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧(令和4年3月現在・令和4年7月以降)

	内務事務のセンター化の対象署		業務センター室の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所	
	令和4年3月現在	令和4年7月以降			
札幌国税局	北海道	札幌中、浦河	札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 札幌国税局業務センター	
		函館、八雲、江差	札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター-函館分室	
		旭川中、名寄、深川	札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター-旭川分室	
	宮城県	旭川中、名寄、深川、紋別、富良野 帯広、土勝池田		札幌国税局業務センター 帯広分室	令和4年7月から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和4年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
		仙台北、仙台中		仙台国税局業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台国税局業務センター
		盛岡、二戸		仙台国税局業務センター 盛岡分室	〒020-8504 盛岡市本町通3丁目8番37号 仙台国税局業務センター-盛岡分室
山形県	山形、寒河江、村山		仙台国税局業務センター 山形分室	〒990-8601 山形市大手町1番23号 仙台国税局業務センター-山形分室	
	福島、郡山、二本松		仙台国税局業務センター 福島分室	令和4年7月から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和4年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	

※ 上記は、令和4年7月より、新たに業務センター室の対象となる税務署、新規に設置される業務センター室を示す。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧(令和4年3月現在・令和4年7月以降)

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センター室の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和4年3月現在	令和4年7月以降		
関東信越国税局	埼玉県	浦和、大宮	浦和、大宮	関東信越国税局業務センター	※郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です)。 〒330-9587 関東信越国税局業務センター
	栃木県	栃木、佐野	足利、栃木、佐野、鹿沼	関東信越国税局業務センター 栃木分室	※郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です)。 〒328-8587 関東信越国税局業務センター-栃木分室
	群馬県	前橋、沼田、中之条	前橋、沼田、鹿沼、豊岡、中之条	関東信越国税局業務センター 前橋分室	※郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です)。 〒371-8587 関東信越国税局業務センター-前橋分室
東京国税局	東京都	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
		渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター-渋谷分室
	芝	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター-芝分室	
	武蔵府中、日野	武蔵府中、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター-武蔵府中分室	
	江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	令和4年7月から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和4年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。	
	山梨県	甲府、山梨、大月、皐沢	甲府、山梨、大月、皐沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター-甲府分室
	神奈川県	横浜中、横浜南	横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター-横浜南分室
	千葉県	千葉東、千葉西	千葉東、千葉西、栗金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター-千葉西分室

※ 上述は、令和4年7月より、新たに業務センター室の対象となる税務署、新規に設置される業務センター室を示す。  
なお、関東信越国税局においては、令和4年7月11日から対象署を追加する。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧(令和4年3月現在・令和4年7月以降)

	内務事務のセンター化の対象署		業務センター室の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
	令和4年3月現在	令和4年7月以降		
金沢国税局	都道府県	石川県	金沢、土屋、小松、輪島、松任	〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地 金沢国税局戸水分庁舎 金沢国税局業務センター
	福井県	福井、大野	福井、大野	〒910-8529 福井市香山1丁目1番54号 福井香山合同庁舎 金沢国税局業務センター福井分室
名古屋国税局	愛知県	名古屋東、名古屋中	名古屋東、名古屋中	〒461-8623 名古屋市東区泉1丁目17番8号 名古屋国税局名古屋東分庁舎 名古屋国税局業務センター
		豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城	〒440-8535 豊橋市大園町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室
		刈谷、豊田	名古屋国税局業務センター 刈谷分室	令和4年7月から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和4年7月1日以降、国税庁ホームページにて確認ください。
	静岡県	清水、藤枝	名古屋国税局業務センター 清水分室	〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室
三重県		浪速、東成、北	名古屋国税局業務センター 浪速分室	令和4年7月から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和4年7月1日以降、国税庁ホームページにて確認ください。
	大阪府	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター
兵庫県		浪速、東成、北	大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南殿町7番13号 大阪国税局業務センター北分室
		灘、兵庫、長田、須磨、神戸	大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内 大阪国税局業務センター神戸分室

※ 上線は、令和4年7月より、新たに業務センター室の対象となる税務署、新規に設置される業務センター室を示す。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧(令和4年3月現在・令和4年7月以降)

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センター室の名称	書面で申告等を提出する場合は郵送先住所
		令和4年3月現在	令和4年7月以降		
広島国税局	広島県	広島南、広島西、吉田	広島南、広島西、吉田	広島国税局業務センター	〒733-8689 広島市西区鶴喜新町1丁目17番3号 広島国税局業務センター
	岡山県	岡山東、西大寺	岡山東、西大寺	広島国税局業務センター 岡山東分室	〒700-8689 岡山市北区天神町3番23号 広島国税局業務センター岡山東分室
		岡山西、瀬戸、玉野	岡山西、瀬戸、玉野	広島国税局業務センター 岡山西分室	令和4年7月から開設するセンターです。 郵送先住所等の詳細については、令和4年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
島根県	出雲、石見大田、大東	出雲、石見大田、大東	広島国税局業務センター 出雲分室	〒693-8689 出雲市堀治善行町13番地3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室	
徳島県		脇町、池田			
高松国税局	香川県	高松、土庄	高松、長尾、土庄	高松国税局業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター
	高知県	高知、伊野	高知、須崎、中村、伊野	高松国税局業務センター 高知分室	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よこい峡都合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室
福岡国税局	福岡県	博多、福岡	博多、福岡、飯塚	福岡国税局業務センター	〒810-8674 福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡国税局業務センター
		門司、小倉	門司、小倉、八幡	福岡国税局業務センター 小倉分室	〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 福岡国税局業務センター小倉分室
熊本国税局	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、山鹿、宇土	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉豊、山鹿、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東町3丁目2番53号 熊本国税局業務センター
沖縄国税事務所	沖縄県	那覇、北那覇	那覇、北那覇	沖縄国税事務所業務センター	〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号 沖縄国税事務所業務センター
		沖縄、名護	沖縄、名護	沖縄国税事務所業務センター 沖縄分室	〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号 沖縄国税事務所業務センター沖縄分室

※ 上表は、令和4年7月より、新たに業務センター室の対象となる税務署、新規に設置される業務センター室を示す。

令和 4 年 4 月  
 関東信越国税局

## 資産税事務のエリアー一体的運営の実施について

関東信越国税局においては、税務署における資産税事務の効率的な事務運営を図る観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において資産税事務を一体的に行う施策（資産税事務のエリアー一体的運営）を、令和 4 事務年度は、以下の税務署で実施します。

資産税事務のエリアー一体的運営実施署	
(中心署)	(対象署)
栃木署	足利署、佐野署
前橋署	沼田署、中之条署
高崎署	藤岡署、富岡署
高田署	糸魚川署
伊那署	木曾署

(注) 下線は、本年 7 月 11 日（月）以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 資産担当職員の配置  
 対象署には、資産担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の資産担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
  - 窓口における個別照会  
 対象署の窓口における資産税事務に関する個別照会には、各税務署に相談日を設け、事前予約を受け付けた上で、中心署の資産担当職員が対応します。
- ※ 一般相談・個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。

令和4年4月  
関東信越国税局

## 滞納整理事務の集中化の実施について

関東信越国税局においては、税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を、令和4事務年度は、以下の税務署で実施します。

滞納整理事務の集中化実施署	
(中心署)	(対象署)
宇都宮署	氏家署
栃木署	佐野署
前橋署	沼田署、中之条署
高崎署	藤岡署、富岡署
新潟署	新津署、巻署
長岡署	小千谷署
高田署	柏崎署、糸魚川署
長野署	信濃中野署
松本署	大町署

(注) 下線は、本年7月11日（月）以降、新たに実施する税務署を示しています。

### 留意事項

- 滞納整理  
対象署の滞納整理は、中心署の徴収担当職員が実施します。
- 納付相談  
納付相談は、引き続き、対象署の管理運営・徴収部門（一部の署については総務課）において対応します。  
なお、中心署の徴収担当職員が電話により対応させていただくことがあります。

## 2022 年度 税務職員採用試験要綱

※ ■ 概 要 税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。

※ ■ 受験資格 1 令和4年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和5年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者  
2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

※ ■ 試験の程度 高等学校卒業程度

■ 申込方法等 ※【原則】インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

〈人事院 採用情報NAVI〉

令和4年6月20日（月）午前9時～6月29日（水）[受信有効]



【インターネット申込みができない場合】

○問合せ先

希望する第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）

※ ■ 試験日 第1次試験日 令和4年9月4日（日）  
第2次試験日 令和4年10月12日（水）～10月21日（金）のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■ 合格者発表日 第1次試験合格者 令和4年10月6日（木）  
最終合格者 令和4年11月15日（火）

■ 問合せ先 ○インターネット申込みに関する問合せ  
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2333  
午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL：（付加ダイヤル）048-600-3290 内線 2097

※発信音のあと内線番号を押してください。

午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

**相続税申告書の  
代理送信等に関するQ&A**

令和4年3月

国税庁資産課税課

## 目 次

1	対象年分（令和3年10月1日更新）	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否（令和3年10月1日更新）	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出方法（令和3年10月1日更新・追加）	5
6	各帳票の単独送信の可否（令和3年10月1日更新）	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	7
9	利用者識別番号の取得	7
10	申告書の作成方法	9
11	申告書の送信	10
12	受信通知（令和3年10月1日更新）	12
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類（令和3年10月1日更新）	12
14	イメージデータの送信方式	13
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量（令和3年10月1日更新）	13
16	光ディスク等による添付書類の提出（令和4年3月31日追加）	14
17	添付書類の提出省略	15
18	マイナンバーの記載等（令和3年10月1日更新）	15

《光ディスク等による添付書類の提出》（令和4年3月31日追加）

問 16-1 添付書類を光ディスク等で提出することはできますか。

【答】

令和4年4月1日以後に相続税申告書をe-Taxにより提出(送信)する場合、イメージデータにした添付書類については、光ディスク又は磁気ディスク（光ディスク等）にまとめて保存し、提出することができます。

なお、光ディスク等により添付書類を提出する際には、「受付番号等情報.CSV」の作成やラベル面への所定項目の記載などが必要になりますので、詳細について、e-Tax ホームページを御確認ください。

おって、提出の際には、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を出力の上、併せて提出いただきますようお願いいたします。

掲 載 情 報	掲 載 場 所
e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）	ホーム > 利用可能手続一覧 > 相続税申告 > e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要） <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/attached_document.pdf">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/attached_document.pdf</a>
e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項	ホーム > 利用可能手続一覧 > 相続税申告 > e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/hikaridisc_souzoku.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/hikaridisc_souzoku.htm</a>

問 16-2 光ディスク等に保存可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

光ディスク等に保存可能なファイル数及びデータ容量は、1枚当たり1,000ファイルまで、1ファイル当たり50.0MBまでです。

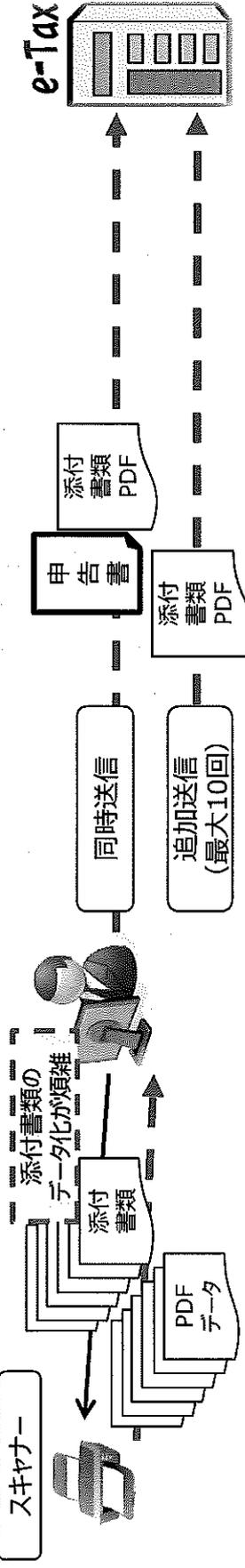
# e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）

## 概要

相続税の申告書をe-Taxにより提出する場合、添付書類については、イメージデータ（PDF形式）による送信、又は書面による別送に限られていました。相続税においては、申告書に添付いただいている書類が多いため、必要に応じて光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）により添付書類を提出できるよう、提出方法を拡充し、利便性の向上を図ります。

### これまで

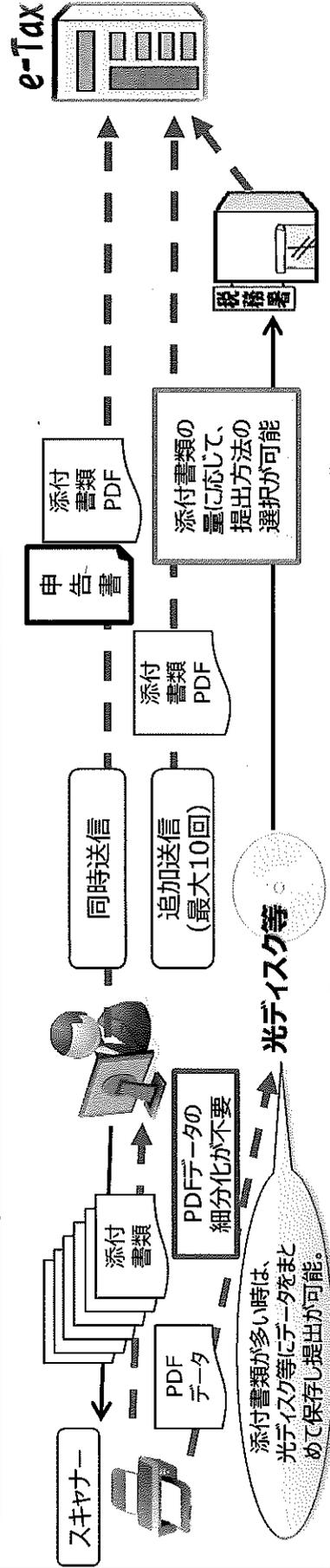
- 添付書類は、スキャナー等により「イメージデータ（PDF形式）」に変換することで送信可能。
- イメージデータの送信可能容量は、最大11回の送信で1回当たり8.0MB、最大88.0MB。
- 添付書類が多い場合は、送信ファイルを細かく分割し、複数回繰り返して追加送信する必要があります。



### 令和4年4月1日から

※令和4年4月1日以後に行う相続税e-Taxによる申告手続

- 添付書類については、イメージデータの送信によるほか、光ディスク等による提出を可能とし、その提出方法を拡充。
- 光ディスク等1枚当たり1,000ファイルまで、1ファイル当たり50MBまで保存可能。



令和4年4月  
国 税 庁

## 令和3年分の路線価等の補正について（7～12月分）

- 1 路線価及び評価倍率（以下「路線価等」といいます。）は、1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格（時価）の80%程度を目途に評価しています。

令和3年分の路線価等は、令和3年7月1日（木）に国税庁ホームページで公開しましたが、その際、次のとおり発表したところです。

今後、年の途中で大幅に地価が下落した地域が確認された場合には、令和2年分と同様、路線価等の補正を行うことを検討します。

（注）令和2年分では、年の途中で路線価等が時価を上回る（大幅に地価が下落した）地域が広範に確認されたため、7月から12月までの相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）に適用する路線価等の補正を行いました。

- 2 そこで、国税庁では、国土交通省が発表した令和4年地価公示を参考とするとともに、外部専門家に委託して地価動向調査を行いました。

その結果、令和3年7月から12月までの間に、路線価等が時価を上回る（大幅に地価が下落した）地域は確認できませんでしたので、7月から12月までの相続等に適用する路線価等の補正は行いません。

（注）令和3年1月から6月分までについては、令和3年10月28日（木）に路線価等の補正は行わない旨を公表しました。

令和 4 年 5 月 9 日  
熊 谷 税 務 署

## 令和 4 年度酒類販売管理協力員の募集について

関東信越国税局では、酒類小売販売場（スーパー、コンビニエンスストア、小売酒販店など）で買い物等をする機会を利用して、20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示や店頭価格の状況等を確認し、税務署に連絡していただく『酒類販売管理協力員』を募集しています。

### 【業務内容】

酒類小売販売場における 20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示等を確認し、その内容を所定の用紙に記載して、当署へ提出していただきます。

### 【業務実施範囲】

熊谷税務署管内（熊谷市、深谷市及び大里郡）

### 【業務委嘱期間】

委嘱期間は、委嘱を受けた日から令和 4 年 9 月 30 日（金）までの間です。  
なお、委嘱期間は変更となる場合があります。

### 【募集人員】

1 名程度

### 【酒類販売管理協力員の選考基準】

- 20 歳以上の方
- 日常生活において酒類の陳列場所や価格情報に接する機会のある方
- 中立・公平かつ適正に業務を実施していただける方
- 来署等により、確認先店舗の調整や確認内容の連絡を容易に行うことができる方
- 業務の実施に先立って開催される説明会に参加いただける方

### 【募集期間】

募集期間は、令和 4 年 5 月 9 日（月）から令和 4 年 5 月 31 日（火）までの間です。  
なお、募集期間は変更となる場合があります。

### 【応募方法】

「令和 4 年度 酒類販売管理協力員応募用紙」及び「誓約書」を作成の上、送付又は持参により、当署（酒類指導官）までご応募ください（令和 4 年 5 月 31 日（火）必着）。

なお、「応募用紙」及び「誓約書」は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）に掲載しています。

（ホーム＞税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞酒類の販売管理＞

令和 4 年度 酒類販売管理協力員の募集について）

### 【謝金】

謝金の額は、業務実施 1 件当たり 1,000 円（交通費等含む。）です。

### 【その他】

予算の都合上、業務実施件数には限りがあります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。熊谷税務署酒類指導官（電話：048-521-5869）へお尋ねください。

## 周旋に関する情報の募集について

現在、税理士又は納税者に対する周旋行為が事業として行われており、周旋業者を利用したことにより税理士が様々なトラブルに巻き込まれるケースが散見される一方で、周旋行為自体をあまり目にするのがなく、実態や問題点についての具体的イメージを思い描くことが難しいという声もあります。

このような状況をふまえ、日税連では全国の税理士会で事例を収集し、業者の実態等について研究・把握するとともに、会員が留意する必要がある事例についての注意喚起を行うことを計画しております。

つきましては、周旋業者に関する情報（周旋業者を使ったことがある、周旋業者から勧誘を受けた、周旋業者を使ったところトラブルになった等）をお持ちの会員は、是非、添付の「周旋に関する情報連絡」に記入の上、6月末日までに以下の送付先までお送りください。

### 【送付先】

〒330-0842

埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

関東信越税理士会 業務課 宛

TEL 048-643-1661 FAX 048-643-1475

E-mail inoue@kzei.or.jp

## 周旋に関する情報連絡

( 令和 4 年 月 日 )

氏名 法人名		登録番号 法人番号		所属支部	
情報提供者※	本人 ・ 他の会員 ・ 納税者 ・ その他 ( )				
周旋の利用者※	本人 ・ 他の会員 ・ 納税者 ・ その他 ( )				
周 旋 元 ※	名称・氏名				
	所在地				
	その他 (HPのURL)				
周 旋 行 為 等 の 具 体 的 内 容	【記載事項例】 相手方からの接触方法、サービス内容、費用、利用した場合その結果				

(注) ※表示の欄は、不明又は記載に差支えがある場合、空欄でも結構です。  
資料等（郵送物やホームページ掲載）があれば添付してください。

送付先) 〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地  
関東信越税理士会 業務課 宛  
TEL 048-643-1661 FAX 048-643-1475  
e-mail inoue@kzei.or.jp

令和4年5月11日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 中野 敦夫

副支部長 吉田 福一

税対部長 林 正浩

## 確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 令和4年3月16日～3月25日

◎回収件数／熊谷支部会員総数 24／167（回収率14.3%）

### 1. キララ上柴会場での申告指導について

現状のままでよい 12名 改善すべきである 名

[主な意見]

- ・整理券を配布することでスムーズに運んで良かった。
- ・事業所得者（白色）の納税者がいた。收支内訳書を作成して入力するだけにしてほしい。
- ・相談人数の管理が毎年改善していると感じます。
- ・税務署職員が各日2名体制となったのは良かった。
- ・
- ・
- ・

### 2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 6名 改善すべきである 名

[主な意見]

- ・指導員、会員とも協力的で今後も同じように進めていきたい。（江南）
- ・商工会議所の職員の皆様がスムーズに進行してくれました。（深谷）
- ・
- ・

### 3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 8名 改善すべきである 2名

[主な意見]

- ・担当はしていないが、e-taxを導入すべき。
- ・農協にはいわゆる「顧問税理士」がいるらしく、「確認済み」と言われることが多く、私達の存在意義が感じられない。出来上がった申告書に形式的に電卓を入れるだけの作業というのも。
- ・スムーズに準備してくれました。(本郷)
- ・例年通り順調に相談を進めることができました。(楡引)

### 4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 8名 改善すべきである 名

[主な意見]

- ・事前のコールセンター研修がオンラインで受講可能となったのは良かった。続けてもらいたい。
- ・庁ホームページの確定申告書作成コーナーのうち「住宅借入金等特別控除」等については、具体的な収入・所得等がわからないと納税者が疑問に思っている画面に到達しないため回答できない。  
したがって、給与所得者の「源泉徴収票の入力事項」、「住宅借入金等特別控除の入力事項」を記載した一例を用意してほしい。
- ・税理士事務所職員から質問がよせられる。税理士会全体で周知すべきである。

### 5. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 13名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ・口頭のみでの説明は非常に困難でした。
- ・市の広報誌に無料申告相談の日、担当税理士名及び電話番号を記載したほうがよい。
- ・料金を頂いている顧問先と線引きが難しい。令和3年分は相談は無かった。やめてもいいのではないかと考えます。
- ・今までほとんど相談を受けたことがない。
- ・電話相談だけで済んだ場合に納税者の名前を聞き忘れてしまった。

### 6. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・1月4日に続き3月14日、15日もe-taxで障害が発生、利用を勧奨しておきながら、何とかしてほしい

## 埼玉協熊谷地域 5 月例会

令和 4 年 5 月 11 日 (水)

### <会務報告>

令和 4 年 4 月 6 日 (水) あんしん財団推進に関する協議会  
15:30～ 清水園

令和 4 年 4 月 14 日 (木) 日本生命 VIP 代理店推進協議会  
15:00～ 清水園

令和 4 年 4 月 26 日 (火) 第 1 回常務理事会地域長会  
12:30～ ロイヤルパインズホテル浦和

令和 4 年 4 月 26 日 (火) 大同生命「総合事業保障プラン」推進について  
14:30～ ロイヤルパインズホテル浦和

### <会務予定>

令和 4 年 5 月 16 日 (月) 朝日生命 VIP 代理店推進協議会  
15:30～ 清水園

### <提携企業インフォメーション>

- ・あんしん財団
- ・朝日生命
- ・ストライク
- ・日税サービス
- ・F P G